

たばこを持つ手は、ちよんども子供の目の高さ。

きれいな環境、住みたいまち  
千代田区

NO

街を汚すだけでなく、火災のおそれも捨てている

NO

リサイクルできるものを、ただのゴミにしている。

NO

マナーから、  
ルールへ。  
そしてマナーへ

● 安全で快適な生活環境を守るために。

# 千代田区生活環境条例

やめましょう!

◎ 路上喫煙 ◎ 吸いガラのポイ捨て ◎ 空き缶のポイ捨て ◎ 路上障害物

※ その他、看板や違法チラシ、落書き、違法駐車等を厳しく取締まっています。 ※ 条例に違反した場合には罰則が適用されます。

千代田区 TEL.03-3264-2111 <http://www.poisute.com>



# マナーから、ルールへ。そしてマナーへ 安全で快適な生活環境のために 千代田区生活環境条例にご協力ください。

路上喫煙や吸い殻・空き缶などのポイ捨てなどを禁止する「生活環境条例」が平成14年10月1日から施行されています。

## 条例の違反者に対し罰則が適用されます。

「生活環境条例」が平成14年10月にスタートしました。条例施行後の指導やPRの効果もあり、路上での喫煙者や吸い殻のポイ捨てなどが確実に減ってきています。

このことは、区民をはじめ千代田区で働き、学び、集う多くの方がこの条例に基づく新たなルールを守っていただいている結果だと考えています。

条例による規制について具体的には次の表の通りです。

### ▼条例による規制の内容

※過料は当面2,000円です。※改善命令に違反した場合は、氏名住所等の公表、告発・罰金(5万円以下)となります。

区域	禁止される事項	違反した場合
環境美化・浄化推進モデル地区	・空き缶・吸い殻等のポイ捨て ・置き看板等の放置・落書き	過料*(2万円以下) 改善命令*
路上禁煙地区	・道路での喫煙 ・吸い殻等のポイ捨て	過料*(2万円以下)
違法駐車等防止重点地区	・違法駐車	警察による取り締まり

区内の道路、公園などの公共の場所で、空き缶や吸い殻のポイ捨ては禁止されています。

また、指定地区でなくても公共の場所での歩きタバコはしないよう努めなければならない義務があります。

条例違反者に過料を科す際には、必ず区職員が行います。

区職員は巡回・パトロール時には、

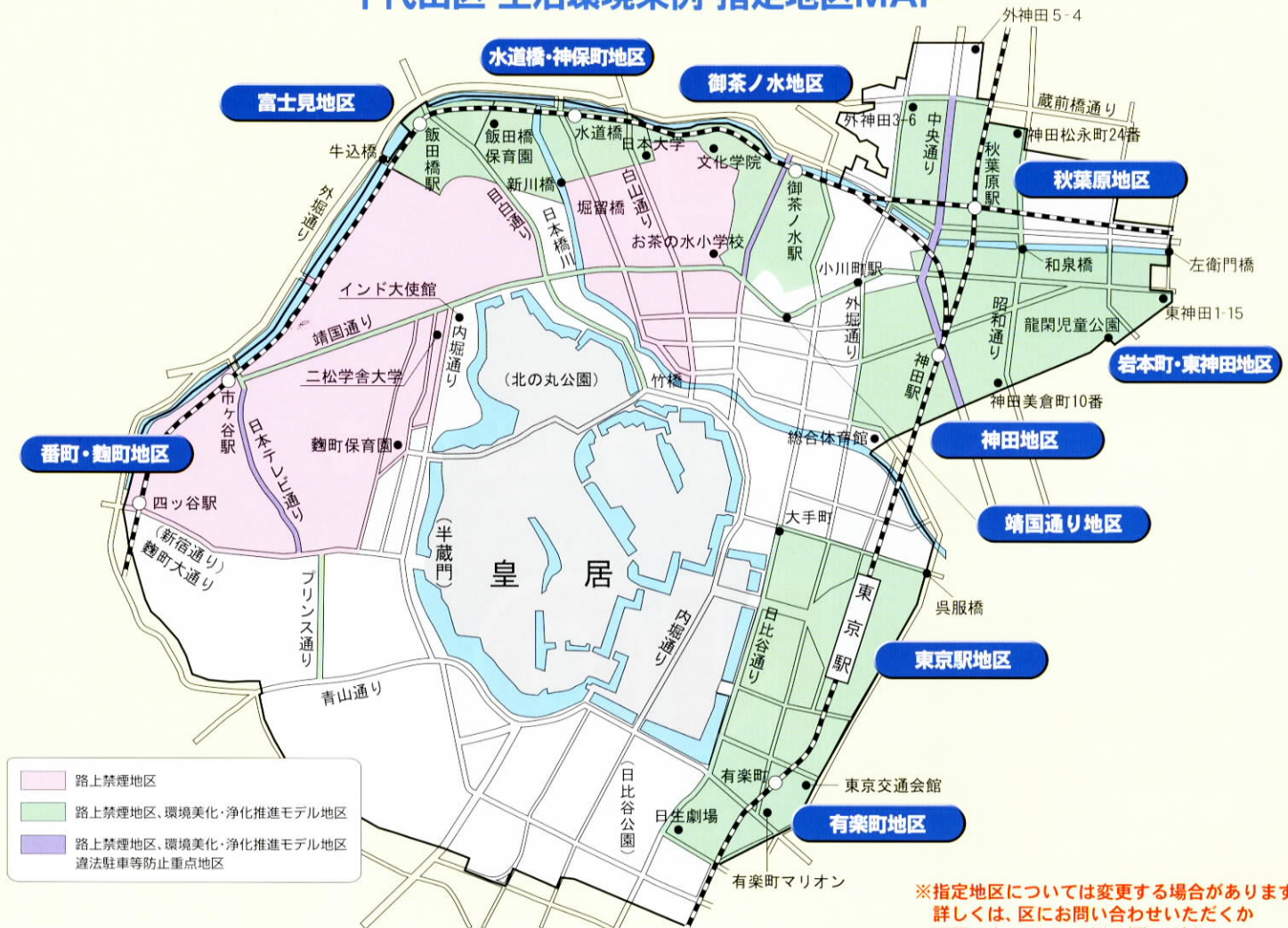
- ①千代田区役所である旨を告げます
- ②職員証を携帯しています。
- ③指導員証を提示します。

過料は原則として納付書をお渡しすることにより納付していただきます。直接その場でお支払いいただくこともできます。

指定地区には、次のような標示を行っています。



## 千代田区生活環境条例 指定地区MAP



2002年10月1일부터 치오다구 생활환경 조례가 시행됩니다.

·노상 흡연 금지 ·길거리에 담배꽂초 버리기 금지 ·길거리에 빈 깡통 버리기 금지  
그밖에 불법광고, 불법 광고지, 낙서, 불법주차 등에 대한 단속이 엄격해집니다 ※ 지정된 구역내에서 이를 위반한 사람에게는 벌칙이 가해집니다.

2002年10月1日 千代田区开始实施生活环境管理条例。

·禁止在街道上吸烟 ·禁止乱扔烟蒂 ·禁止乱扔易拉空罐  
其他, 有关在区内乱立广告牌及违法传单, 胡乱涂画, 违法停车等行为将受到严厉取缔。\* 对在指定区域内违反规定的人, 制定有相关的惩罚条例。

Public environmental regulations take effect in Chiyoda City from 1 October 2002.

These include: ·a ban on smoking in the street ·a ban on cigarette butt littering ·a ban on empty drink can littering

The following will also be more strictly regulated: signboard, illegal handbills, graffiti, and illegal parking. \*Anyone committing an offence within designated areas will be fined.

# 「生活環境条例」のあらまし

条例名『安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例』(平成14年千代田区条例第53号)

【議決】平成14年 6月24日 【公布】平成14年 6月25日

【施行】平成14年10月 1日 (罰則の適用は、同11月1日より)

## 1 条例制定の背景 ～地域の「声」が生んだ新条例

### (1) 住民の深刻な悩み

千代田区は、夜間人口(いわゆる住民)が約4万人ですが、昼間人口は買い物客などの出入りを含めると90万人とも100万人ともいわれるほど昼夜の人口の差が大きいまちです。

これだけ多くの人々が区内に集中するということは、地域の生活環境も悪化しやすい状況にあるといえます。こうしたことから、「ポイ捨て」や「歩きタバコ」、「置き看板」などの路上障害物といった、まちの環境を悪化させているものへの苦情や改善への強い要望が、かなり前から区役所に数多く寄せられていました。また、区民と区長との対話集会である「ふらっと区長室」のなかでも非常に多い要望事項でした。

### (2) 従来のお取り組み

住民の要望をもとに、区では平成11年4月から、いわゆる「ポイ捨て禁止条例」(ゴミのポイ捨てや公共の場での喫煙を努力義務として禁止した。)をスタートさせ、きれいなまちを目指してきました。

例えば、街角に数多くの灰皿を設置したり、駅前などでの携帯灰皿の配布(10万個以上)、徹底した清掃や各種PR活動など、区と住民がいっしょになって懸命に取り組んできました。

区は罰則を伴わない条例のもとで人々の「モラル」に訴えかけてきたわけですが、残念ながら、ほとんど目立った効果はありませんでした。

### (3) 今の社会に見た限界

一方、「歩きタバコ」については、他人の迷惑である以上に、衣服の焼け焦げ、火傷などの危険性があります。特に小さな子どもや車椅子の方にとっては、大変危険です。

しかし、タバコを吸う側がその迷惑や危険を認識していないことが少なくありません。

このように、「マナー」や「モラル」に期待しながらまちの環境を良くしていくことは非常に難しく、人々の道徳心だけに頼ることは、「もはや限界」であると考えました。

このため、議論を重ねた末に、やむを得ず一定の「ルール」(罰則付きの条例)を設けて、住民の悲痛な叫びに responding していくこととしました。

## 2. 条例ができるまでの流れ

条例案の作成に着手したのは、平成13年6月でした。区役所内に検討組織(主に課長級)を設置して内容を固める一方、検察との協議を重ねていきました。

その後、平成14年2月には条例の骨子案を発表し、区議会で審議されました。

区のホームページにも掲載し、非常に多くの方から意見が寄せられました。また、各地域団体、商店街などの団体に説明し、様々な角度からの意見を伺い検討を加えていきました。

そして、平成14年6月24日、第2回区議会定例会で条例が可決成立しました。

### 3. 条例のねらいと特色

#### (1) 地域全体での取り組み ～自治の原点に立ち返った住民参加型の条例

この条例は行政のみが行動するのではなく、地域を構成する区民・事業者なども自主的に行動し、ともに汗をかきながら、地域全体で安全で快適なまち千代田区をつくることを目的としています。すなわち、地域ぐるみで考え、行動する、「自分たちのまちは、自分たちできれいにする」という『自治の原点』に立った取り組みを展開しました。

→ 元来、地域自体に行動を呼び起こす強い「動機」があった。

##### ①推進団体の設置（現在、10団体が設立）

町会や商店街、地元企業や大学などの教育機関（大学11、専門学校31など）、学校PTAなど、地域を構成するあらゆる人々が集結し「環境美化・浄化推進団体（推進団体）」を条例の施行にあわせて新たに設置し、独自にまちの生活環境の改善に取り組んでいます。

##### ②地区協定の作成

推進団体が自らが「地区協定」を定め、地域特性に合わせた重点取組み事項などを盛り込んだ独自のルール（ローカルルール）をつくり、これに基づき活動しています。

##### ③合同パトロールの実施

条例施行以来、継続して各地区が月2回程度、推進団体や区、所轄警察署、各道路管理者などの関係機関が合同で地域のパトロールを行い、路上障害物や放置自転車への注意・警告、清掃活動、PRなどに自主的に取り組んでいます。

#### (2) 重点地区の指定 ～指定地区での着実な成果をもとに指定を順次拡大

##### ①路上禁煙地区

歩行者の往来の激しい駅周辺や通学路がある地域など、路上での喫煙行為により、他の歩行者に対する迷惑・危険のおそれがある区域

\*なお、路上禁煙地区でなくとも区内全域に「公共の場での歩きタバコはしないように努めなければならない。」という努力義務があります。

##### ②環境美化・浄化推進モデル地区

歩行障害となる路上放置物(自転車・看板等)や空缶・吸い殻等の散乱が著しい区域

##### ③違法駐車等防止重点地区

違法駐車が多く、それが歩行者への危険や交通管理上問題が生じる恐れが多い区域(路線)

#### (3) 罰則の適用 ～人々の行動を変える強いきっかけ、あくまでモラル向上の「手段」

条例では、「路上禁煙地区」で喫煙や吸い殻のポイ捨てをした場合や「環境美化・浄化推進モデル地区」内での置き看板等により明らかな通行の妨害または危険がある場合、空き缶などのごみを捨てて著しく生活環境を害している場合などには、2万円以下の過料（当面は2千円）を罰則として適用しています。

☆「罰金＝刑事罰」では実効性確保が困難と考え、行政罰である「過料」を導入した。

また、「環境美化・浄化推進モデル地区」内で、改善命令を受けても改善しないなど悪質な場合には、区長が公表または告発して5万円以下の罰金に処することとしています。

このため、休日や夜間を含む毎日巡回パトロールを行い、注意・指導や違反者への罰則の適用、また状況に応じて改善命令や物件の撤去等を行っています。

条例にある罰則は、あくまで人々のマナー・モラルの向上を呼び起こす「手段」であり、それにより安全で快適なまちを築いていくことが本来の「目的」です。



#### 4 これまでの普及啓発活動等(主なもの)

##### (1) イベント・キャンペーン

###### ① 条例スタートのプレイベント

平成14年9月29日に秋葉原駅周辺で実施し、条例にちなんだ標語・ポスター入選者表彰、タバコの着きぐるみを着た「タバコ隊」のパレードなどにより、条例を広くPRしました。

###### ② 街頭キャンペーン

来街者等へのチラシやティッシュ配布などにより、周知や理解と協力を呼びかけています。  
・キャンペーン隊（業者委託）によるPRアナウンス、啓発物品等配付、アンケート調査、街頭清掃等（平成14年9月～12月実施）  
・区全庁職員、「環境美化・浄化推進団体」によるキャンペーンを当初より定期的に実施中  
・宣伝車によるPR（平成14年9月～行い、現在も業務での使用と併用し月～金曜日実施）

###### ③ 周知・啓発用品の作成（概数）・配布等

・チラシ410,000枚 ・ポスター（8種類）53,000枚 ・啓発ティッシュ200,000個  
・うちわ7,000枚 ・花の種、綿棒などの啓発品 10,000個（プレイベントにて配布）など  
このうちポスターは、区内9つの地区を区役所の全職場が分担し、各家庭や商店、行政機関、事業所等をくまなく回って掲示依頼をする「ローラー作戦」により配布しています。  
また、区内転入者全員にチラシを配付しています。

##### (2) その他の普及啓発活動

・新聞広告（読売新聞 平成14年9月30日） ・新聞折込み広告（全戸配布：1回）  
・電車中吊り広告（平成14年10月3日、4日：JR在来11路線の全便全車両 計2310枚）  
・街頭の大型マルチビジョンによる宣伝(平成14年12月～15年3月)  
・区庁舎、横断歩道、商店街アーケード等への懸垂幕、横断幕の掲出  
・広報千代田臨時号の発行（2回） ・専用ホームページの開設(平成14年10月)  
・新成人への呼びかけ、大学新入生への呼びかけ、工事現場でのポスター掲出依頼 など

##### (3) 標示設置・アナウンスの実施

・路面標示：路上禁煙地区など4種類（ペイント約3,000カ所、特殊シート約750カ所）  
・立て看板：案内地図付や路上禁煙地区標示など計6種類（約700基）  
・ステッカー標示：街路灯や建物の壁面等に貼付、計2種類（20,000枚）  
・宣伝アナウンス：区の防災無線設備を利用し、1日に3回放送  
・街頭宣伝アナウンス：専用スピーカーを計21箇所に設置、20分おきに2回ずつ放送

#### 5. 条例施行後の状況

##### (1) 過料適用の状況

平成14年11月1日から路上喫煙の過料適用を開始し、別紙のとおり過料処分を行いました。

##### (2) ポイ捨て吸い殻の状況

区内5地域で場所や時間を決めて定期的にポイ捨て吸い殻の本数を計測する「定点観測」を行っています。例えば秋葉原地区の場合、条例施行直前の平成14年9月29日に合計995本でしたが、翌10月に入ると激減し、現在はほぼ横ばいで20本以下の状況が続いています。

（詳細は別紙のとおり）他の地域でも同様に条例施行前の10分の1以下という状況です。

## 6. 現在の取り組みと課題

### (1)専任組織の設置

平成14年9月に6名の担当チームを設置しましたが、平成15年度に生活環境課を新設し、条例専任の生活環境改善主査に計27名を次の3つの対策班に分けて、重点的かつ継続的に取り組んでいます。※平成16年度からは33名体制（非常勤、再雇用職員含む）

#### ①路上喫煙対策班(タバコ班)・・・路上喫煙のパトロール（過料の適用、注意・指導）

\*原則2名1組で、生活環境課非常勤職員（12名）のみの班編成のほか、平日は係長級、土・日曜、祝日は管理職（係長級、管理職とも全職場の職員が対象）が、非常勤職員と混合で班を編成しパトロールしています。（総勢約350名のローテーション）

#### ②路上放置物対策班(看板班)・・・置き看板などの路上障害物への注意・警告、撤去、罰則の適用、違法な貼り紙や使い捨て看板の除去など

#### ③放置自転車対策班(自転車班)・・・放置自転車への警告札の貼付、撤去・返還など

### (2)違法広告物簡易除去活動員制度について

貼り紙や立て看板（いわゆる捨て看板）など除去が簡単な違法広告物の撤去について区が行うだけでなく、推進団体等に委嘱して実施し、強化しています。（平成16年度より実施）

### (3)他団体との協力協定の締結

生活環境条例の徹底と普及・啓発を目的として企業や業界団体との間に協力協定を締結しています。現在、am/pmジャパン、帝国ホテル、トラック協会千代田支部と協力関係にあります。今後も協力の輪を広げていきます。

### (4)条例遵守確認書の提出

区への建築確認や飲食業営業許可など各種許認可申請等の提出時、あるいは工事・委託請負契約手続き等の際に、相手方から「生活環境条例遵守確認書」の提出を求め、条例遵守や関係者への周知徹底をお願いしています。（平成16年1月から実施）

### (5)課題

#### ①未納者対策

現在約85%の収納率ですが、過料未納者に対しては督促状、催告状を送付し、それでもなお納めない場合には、自宅や勤務先などに直接訪問したり連絡するなど、未納者に対しての厳しく過料の支払いを求めています。（公平性の確保が重要）

#### ②指定地区の拡大（現在皇居を除く区の面積の約52.6%が指定地区）

「路上禁煙地区」等の指定地区の拡大を地元の要望などを聞きながら進めていきます。

地区の指定は、区が一方的に決めるのではなく、地域の合意と指定後の合同パトロール、地域の清掃などの協力が得られることを前提として、順次拡大していきます。

#### ③標示の充実

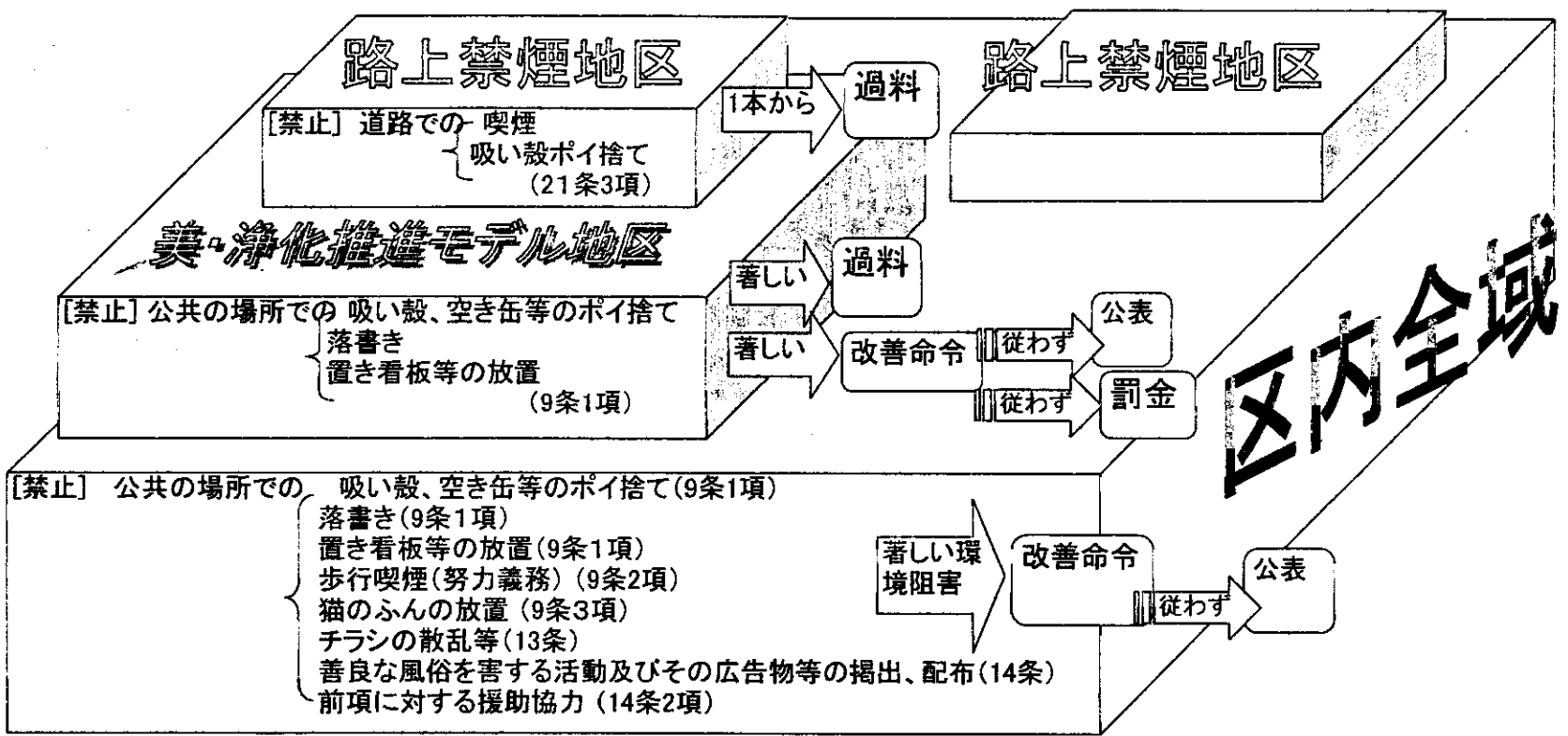
区外からの来街者にも「路上禁煙地区」等の指定地区をわかりやすくするため、路面標示や看板のほか、街路灯への標示などを細かい路地も含めて更に充実していきます。

#### ④さらなる普及啓発 ～マナーから、ルールへ。そしてマナーへ

これまでの取り組みにより、条例は一定の成果をあげてきましたが、まだまだ本来の目的である「マナー・モラルの向上」が十分に図られているとは言えない状況にあります。

「マナーからルールへ。」とマナーの問題にあえて罰則というルールを設けましたが、これを罰則などいらない「マナーへ」の回帰を目指して、更なる普及啓発に努めていきます。

# 生活環境条例各地区規制内容



○過料と罰金の違い

過 料	罰 金
<p>比較的軽い違反行為に対する軽い制裁</p> <p>(例) 区民税の不申告、手数料や使用料の不正な不払い など</p>	<p>比較的重い違反行為に対する重い制裁</p> <p>(例) プールの無許可営業、地区計画内での違反建築物の建築 など</p>
<p>行政処分</p> <p>① 区長が賦課決定</p> <p>② 区が納付書発行</p> <p>③ 支払わない場合、区が税金と同様に滞納処分する</p> <p>④ 逮捕できない</p> <p>⑤ 前科にはならない</p> <p>⑥ 14歳未満者にも課することができる</p>	<p>刑事処分</p> <p>① 警察が検挙</p> <p>② 検察が起訴 裁判により賦課 (50万円以下は裁判所の略式命令で賦課することもある) (未成年者は家庭裁判所の審判)</p> <p>③ 支払わない場合、身柄を拘束される (労役場留置)</p> <p>④ 逮捕できる</p> <p>⑤ 前科になる ※</p> <p>※ 医師、獣医師、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視覚療法士、言語聴覚士、義肢装具士、あんまマッサージ師、柔道整復師、保健師、助産師、看護師、救急救命士、薬剤師、栄養士、管理栄養士、調理師、介護支援専門員などになる際に制限があります。</p> <p>⑥ 14歳未満者には課することができない</p>
<p>区で条例規則で定めて課することができる過料は、原則として5万円以下です</p>	<p>1万円以上 (1,000円以上1万円未満の刑罰として「料」がありますが、「過料」とは違います。)</p>

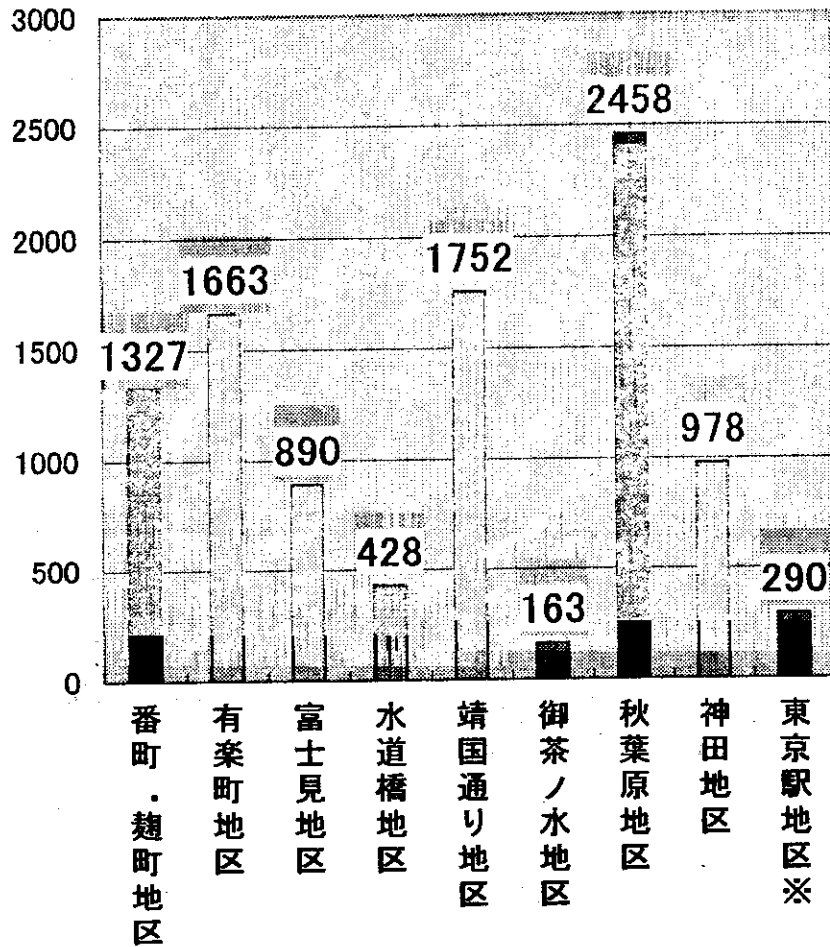


# 路上喫煙 (条例施行～現在まで累計)

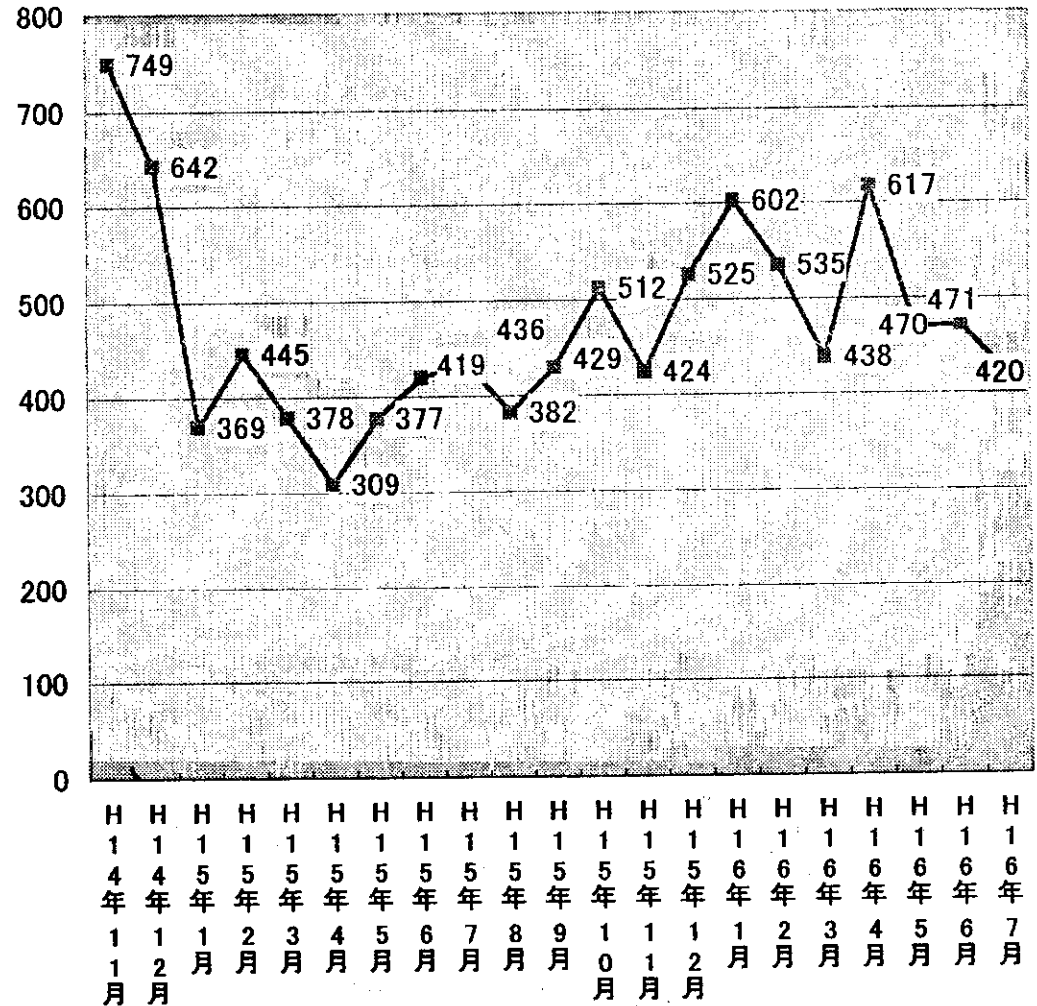
過料処分件数 9,949件 (うち現場での徴収 7,562件)

平成16年7月末日現在

地区別 過料処分件数



月別 過料処分件数

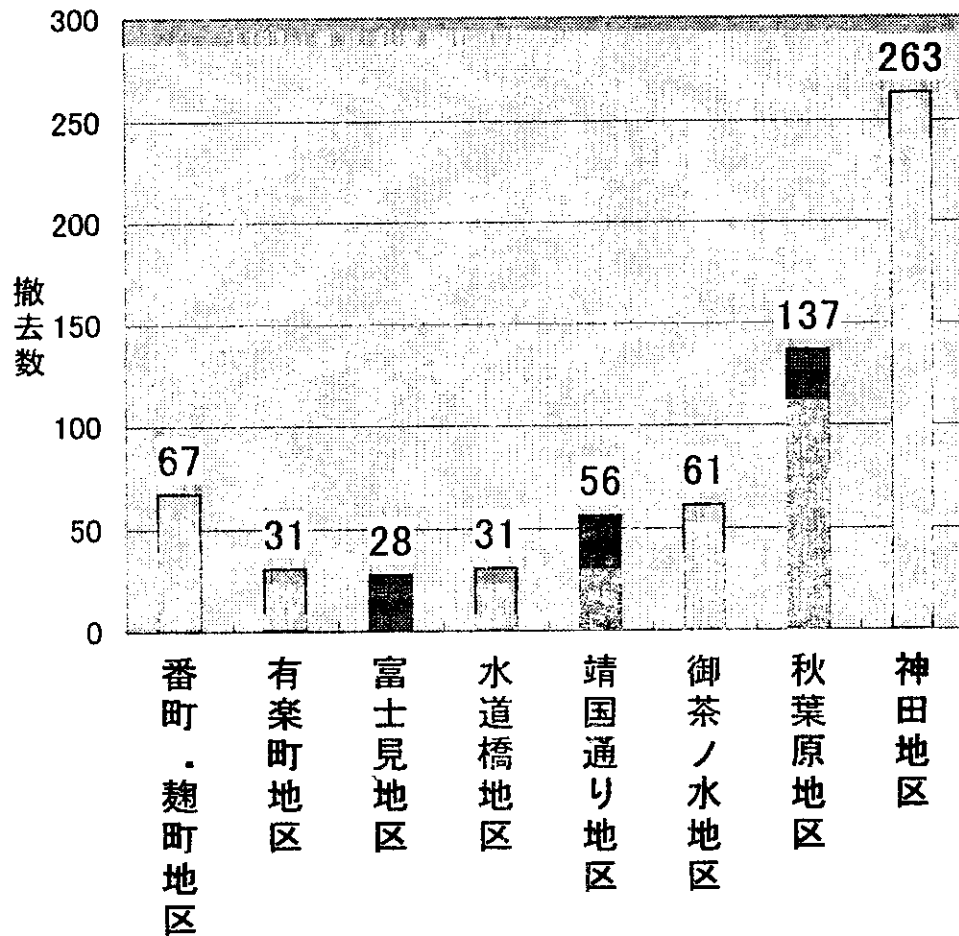


※東京駅地区はH15.10から過料適用

# 路上障害物

撤去数 674件  
 過料処分件数 283件  
 (条例施行後～平成16年7月末日)

地区別 路上障害物 撤去数(置き看板のみ)



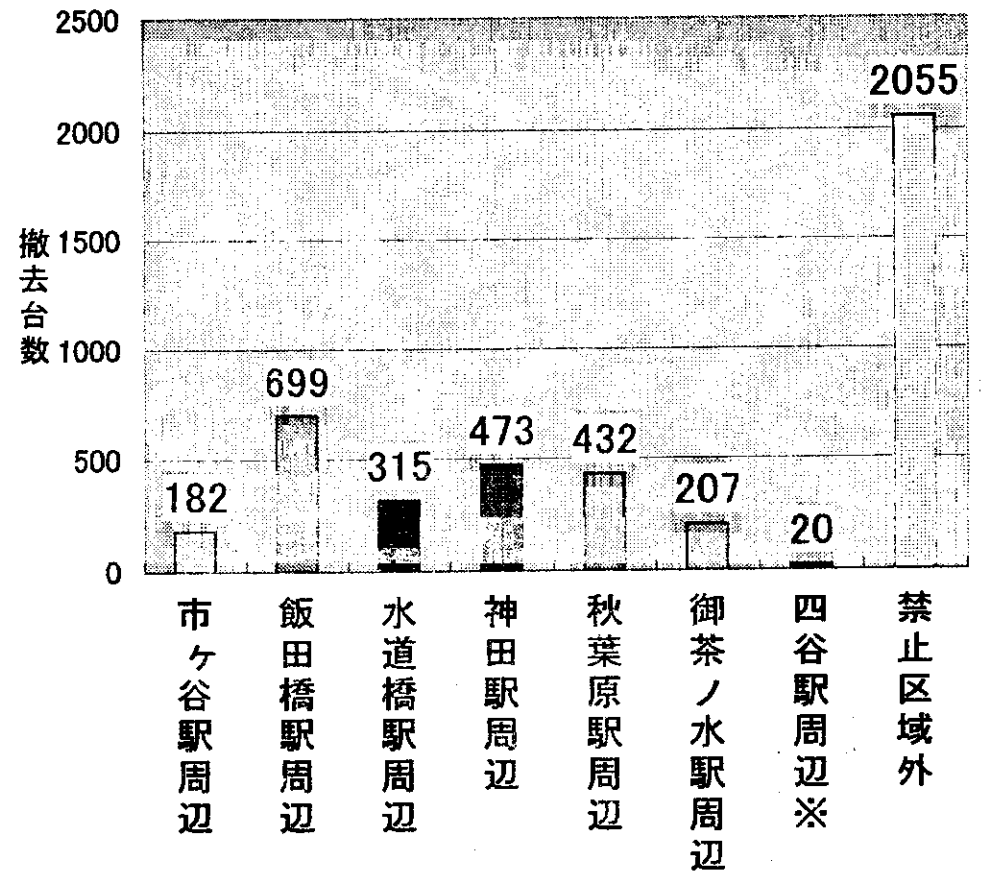
環境美化・浄化推進モデル地区

# 放置自転車

撤去数 4383台

※一斉撤去による台数の累計  
 (条例施行後～平成16年7月末日)  
 ※四谷は平成16年5月から

区域別 放置自転車 撤去台数



放置禁止区域

# 生活環境条例に関する主な意見及び区民世論調査の結果

## 1 生活環境条例に関する主な意見

### (1) 賛成意見 (約75%)

- ①モラルやマナーに訴えるのは難しく、限界があると思うので罰則を設けるのは賛成である。
- ②反対意見もあるだろうし、いろいろと大変だと思うが、かんばってほしい。
- ③吸い殻のポイ捨てが少なくなった。また、歩行喫煙が減ったことにより空気がきれいになった。
- ④当たり前前の方がようやくルールになった。
- ⑤他の自治体でも、このような条例をつくれば良いと思う。
- ⑥賛成だが、やるからにはもっと厳しく取締りを行うべきである。
- ⑦歩行喫煙は迷惑なので禁止には賛成であるが、喫煙所の設置を行うべきである。
- ⑧現在の地区指定を拡大すべきである。

(あるいは、区内の全地域を路上喫煙禁止区域として指定してほしい。) など

### (2) 反対意見 (約25%)

- ①路上での喫煙を規制するなら、喫煙所(タバコを吸える場所)を設けて欲しい。
- ②路上禁煙地区における歩行喫煙を禁止するならば、特別区たばこ税は返納すべきである。
- ③区内のたばこの自動販売機を撤去すべきである。(または販売もしないべきである。)
- ④喫煙という個人の嗜好を条例で規制するのは行き過ぎである。
- ⑤携帯灰皿持ち、マナーを守って路上で喫煙をしているのになぜ規制するのか。 など

## 2 生活環境条例に対する区民世論調査の結果

(1) 実施期間 平成14年9月下旬～10月中旬

### (2) 集計結果

#### ①条例の認知度

	人 数	構 成 比
知っている	654	90.1%
知らない	72	9.9%
合 計	726	100.0%

#### ②条例への評価

	人 数	構 成 比
大変良い	408	62.4%
まあまあ良い	169	25.8%
どちらとも言えない	44	6.7%
あまり良くない	26	4.0%
悪い	6	0.9%
無回答	1	0.2%
合 計	654	100.0%



## 区民等からの意見の状況

### 条例骨子公表から条例施行前まで(H14.2.22～H14.9.30)

分類	賛成 (%)		反対 (%)		その他	計
メール	334	88.1%	45	11.9%	3	382
電話	112	75.2%	37	24.8%	59	208
手紙・FAX等	25	92.6%	2	7.4%	1	28
合計	471	84.9%	84	15.1%	63	618

### 条例施行後1ヶ月間(H14.10.1～10.31)

分類	賛成 (%)		反対 (%)		その他	計
メール	450	81.5%	102	18.5%	52	604
電話	252	53.8%	216	46.2%	262	730
手紙・FAX等	17	100.0%	0	0.0%	0	17
合計	719	69.3%	318	30.7%	314	1351

### 過料適用開始から現在まで(H14.11.1～H16.5.31)

分類	賛成 (%)		反対 (%)		その他	計
メール	915	81.9%	202	18.1%	356	1473
電話	452	65.1%	242	34.9%	1852	2546
手紙・FAX等	20	83.3%	4	16.7%	8	32
合計	1387	75.6%	448	24.4%	2216	4051

### ◎条例骨子公表から現在まで(H14.2.22～H16.5.31)

分類	賛成 (%)		反対 (%)		その他	計
メール	1699	83.0%	349	17.0%	411	2459
電話	816	62.2%	495	37.8%	2173	3484
手紙・FAX等	62	91.2%	6	8.8%	9	77
合計	2577	75.2%	850	24.8%	2593	6020

\* 生活環境課(土木総務課等、当時の所管課含む)及び広報広聴課に寄せられた意見を集計したものです

